付紙様式第２

事　業　評　価　書

補助事業名	松島飛行場関連特定事業（医療に関する事業：石巻市子ども医療費助成事業）
補助事業者名	石巻市長
実施場所	宮城県石巻市穀町１４番１号
補助事業の成果の目標	子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭における経済的負担の軽減を図る。
補助事業の内容	０歳から中学３年生まで（15歳に達する日の属する年度の末日まで）の子どもが、けがや病気により受診した際（中学1年生から中学3年生までは入院分のみ）の医療費について、助成を行うもの。対象者には「子ども医療費助成受給者証」を交付し、保険証と一緒に受付窓口に提示することで、窓口での一部負担金の支払いが生じない（現物給付）。 なお、子ども医療費助成受給者証は宮城県内の医療機関でのみ使用可能であり、県外で受診したときは、いったん病院などの窓口で一部負担金を支払い、後日必要な書類（保険証、病院などの領収書、受給者証、振込先銀行口座）を添えて保険年金課へ医療費助成の申請をすることで、助成を受けることができる（償還払い）。
補助事業の始期及び終期	平成２７年７月１日から平成２８年３月１７日まで

事業費及び交付金額

	27年度					計
事業費	円 102,316,247					円 102,316,247
交付金額	53,482,000					53,482,000

補助事業の成果及び評価並びに地域住民への周知	今年度の助成対象児童・生徒の受診件数は58,890件で、現物給付及び償還払いあわせて、102,316,247円を子ども医療費として支出したので、一人当たり1,737円の医療費を助成したことになる。このことから、子どもに対し適正な医療の機会を確保し、子育てに伴う家庭における経済的負担の軽減が図られ、目標を達成できたものと評価できる。 また、周知実績については市ホームページに交付金事業である旨を掲載すると共に、申請書を送付する際、書面で周知した。
事業の改善策及び今後の対応	平成２８年９月診療分までは平成２７年度までと同様、中学１年生から中学３年生は入院分のみ助成対象であるが、平成２８年１０月診療分からは制度改正に伴い中学生まで入院・通院が助成対象となる見込みである。 今後も地域住民の子育て環境の充実を図ることを目的とし、給付事業を継続実施する。
事業評価に際しての第三者機関の活用の有無	無